

## 財団法人いわてリハビリテーションセンター設立趣意書

健康は、人間活動の基本であり、心身の健康を確保することは、豊かな人生を送るための不可欠な条件である。

本県においても、本格的な長寿社会を迎え、疾病構造の変化や健康に対する関心の高まり等により、より質の高い生活を志向して、県民の保健医療に対する需要は多様化してきている。

とりわけ、脳血管疾患等の機能障害を伴う患者の増加による県民のリハビリテーションに対する需要は大きく、また、それは医療機関におけるリハビリテーションの提供へと質的広がりもみせているところである。

こうした課題について適切に対処し、リハビリテーション医療供給体制の整備充実及びリハビリテーションリハビリテーション医療の質的向上を促進するため、県では中核的役割を担う施設建設を現在進めており、高度で専門的なリハビリテーション医療の供給、リハビリテーションに関する教育研修及び調査研究、並びに地域リハビリテーションの支援という四つの機能を兼ね備えた施設として、平成5年度の開設が期待されているところであり、さらに、運営面では、県、市町村及び医療機関などの関係機関相互の密接な連携のもと、効果的な運営が行われることが期待されているところである。

また、リハビリテーションの推進には、県民一人ひとりのリハビリテーションに対する理解が不可欠であることから、今日、その啓発普及事業の実施が強く求められているところがあります。

このため、ここに、関係各位のご理解とご協力を得て「財団法人いわてリハビリテーションセンター」を設立し、リハビリテーションの普及啓発に関する事業を行うほか、リハビリテーションの推進に関する必要な事業として、県からの委託を受けて当該リハビリテーション施設の運営を行うなどにより、県民の保健医療の充実に寄与しようとするものである。

(注) 平成25(2013)年8月1日に公益財団法人に移行しております。